

4 IT関係

ア 情報通信ネットワークインフラ整備の一層の促進

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
線路敷設の円滑化 (国土交通省)	冬期・年度末の路上工事抑制措置について、道路交通に及ぼす影響等をも勘案しつつ平成17年度までの間は形式的に緩和を図る。	一部措置 (試行)	措置 (試行) 引き続き 実施する ことにつ いて検討 ・結論		<p>(国土交通省)</p> <p>「第一種電気通信事業者の線路敷設の円滑化を図る措置の実施に当たっての基本的な考え方について」(平成13年2月15日付け国道利第5号・国道国第21号、国土交通省道路局路政課道路利用調整室長・国道課道路保全対策官通知)により、平成13年度から5年間、第一種電気通信事業者が光ファイバーケーブルを敷設するために行う工事であつて、年度当初に想定し得ず、かつ、緊急性が高いことが合理性を有すると認められるものについては、工事箇所等について必要な調整を行い、道路交通に著しい影響を与えない範囲で抑制を緩和する措置を講じているところであり、平成17年度においても引き続き同様の措置を講じた。</p> <p>また、当該緩和措置の継続については、緩和措置を受けている工事件数等を踏まえ、平成18年度以降の5年間においても引き続き同様の緩和措置を講ずることとした。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
高速道路の高架橋脚空間の活用 (国土交通省)	高速道路の高架橋脚空間への光ケーブルの敷設の方策について検討する。	検討・結論 (17年度中の道路関係4公団民営化時までに結論)			(国土交通省) 高速道路の高架橋脚空間の活用については、下記により関係道路管理者に通知し、高速道路の高架橋脚空間への光ファイバーケーブル等の敷設については、橋梁構造及び道路管理に支障を及ぼすおそれがない場合には占用を許可することとする措置を講じている。 「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電機通信設備等の設置に係る取扱いについて」の一部改正について(平成17年3月24日付け国道利第42号道路局路政課長通知)	
I R U方式による芯線貸しに関する道路占用目的変更規制の緩和 (国土交通省)	I R U (Indefeasible right of user : 破棄し得ない使用権)方式による芯線貸しに係る道路占用の目的変更許可手続について、道路管理上特段の支障がある場合を除き、届出で足りることとする。 【平成17年国土交通省路政課長通達】	措置済				
周波数割当ての見直し (総務省)	有限希少な周波数資源のより一層の有効利用を促進するため、周波数割当ての見直しを引き続き実施することとし、特に、超高速ネットワークインフラ等の形成を推進するため、以下の周波数割当ての見直しを重点的に実施する。					

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	a コピキタスネットワークの基盤的ツールとして期待されているRFID(電子タグ)向けの周波数として、物流分野において要望が強いUHF帯から新たに周波数を割り当てることについて検討し、所用の措置を講ずる。	検討・結論	措置		(総務省) 950MHz帯のパッシブタグシステムについて、 (1) 高出力型パッシブタグシステムへの電波の有効利用に資する共用化技術の導入及び当該無線局の登録局への移行 (2) 免許及び登録不要の特定小電力無線局としての低出力型パッシブタグシステムの導入 に必要な関係規定(電波法施行規則、無線設備規則等)を整備。(平成18年1月25日施行)	
	b 世界無線通信会議において、無線LAN用に5.3GHz帯及び5.7GHz帯が追加配分されたことを受け、当該帯域に係る技術基準の策定・周波数割当等、所要の措置を講ずる。	一部措置済	国際的な標準化動向等を踏まえ措置		(総務省) 5.3GHz帯を用いる無線LANについては、「電波法施行規則の一部を改正する省令」(平成17年総務省令第92号)等により、実用化のための措置を講じた。 5.7GHz帯を用いる無線LANについては、国際的な標準化動向を踏まえ平成18年度中に措置予定。	
	c 超広帯域無線方式(UWB:Ultra Wide Band)の利用が可能となるよう、国際的な動向を踏まえ、必要な技術基準の制定等所要の制度整備に向けた検討を行う。	検討	結論		(総務省) UWB無線システムについては、情報通信技術分科会において国際的な検討動向との整合性を図りつつ検討を行っており、本年3月27日に一部答申を頂いたところ。本一部答申に基づき、UWB無線システムについて、関係省令等の整備を速やかに行う。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
周波数再配分・割当制度の整備 (総務省)	周波数割当てを抜本的に見直すに当たって、その再配分・割当てが円滑に行われるスキームを構築する必要があることから、以下の事項について措置する。					
	<p>a 迅速かつ透明な周波数再配分の実施</p> <p>無線LANや情報家電等の新たな電波需要に対し、周波数を迅速に再配分していくため、既存の免許人が退出する際、一定条件下において当該免許人の損失を補填する「給付金」制度を導入するとともに、新規免許人が周波数割当てにおいて競合する場合に「給付金」財源の負担割合や電波有効利用に対する寄与度を比較審査の際の考慮事項とするなどといった、客観的な基準の下で市場原理を活用した比較審査制度を導入する。</p> <p>【電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律(平成16年法律第47号)】</p>	措置済 (7月施行)				
	<p>b 電波登録制度の導入</p> <p>無線LAN等について、有限希少な電波を最大限有効利用し、事業者の自由な参入や事業展開を可能とするという観点から、現行制度上無線局免許が必要なもの(空中線電力が10mW超)について、事後チェック型の管理制度(登録制)を導入する。</p> <p>【電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律(平成16年法律第47号)】</p>	法案成立、公布	措置(5月施行予定)		(総務省) 「電波法施行規則の一部を改正する省令」(平成17年総務省令第82号)等により、無線局登録制度の導入のための措置を講じた。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
電波利用料制度の 抜本的見直し (総務省)	<p>電波利用料制度について、電波利用料の性格についての見直しも含め、抜本的に制度を見直す。</p> <p>a 電波利用料について、電波の量的要素やひっ迫の程度なども勘案して料額を定めることとし、例えば、使用する電波の出力や帯域幅が大きい人工衛星局や放送用無線局等について、より傾斜して徴収するというように、電波の出力や帯域幅の大きさ等を経済的価値の尺度として料額の算定を行う。 (第162回国会に関係法案提出)</p>	法案提出	措置(法案成立後公布、10月施行予定)		<p>(総務省)</p> <p>平成17年9月30日、電波の有効利用を推進するため、電波利用料について、使用する電波のひっ迫の程度、帯域幅、出力など電波の経済的価値に係る要素等を勘案した料額を定めること等を内容とする「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を第163回国会に提出し、同年10月26日に可決・成立、同年11月2日に公布された。</p> <p>料額の見直しに係る部分については、同年12月1日から施行された。</p>	
	<p>b 電波利用料の徴収総額が徒に拡大しないよう、料額及び用途を法定するとともに、料額の算定に当たっては、透明性・客観性を確保する。また、電波利用料を原資とする費用等の支出に当たっては、不断にその効率化に取り組む。</p>		措置	逐次実施		

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	<p>c 小電力無線システムであっても一定の帯域を占有する場合は、電波監視等の利益を受けるため、免許局又は登録局として、負担の公平の観点から相応の対価を支払うものとする。この場合、電波利用料の徴収は、できるだけ簡素で実効性のある方式によるものとする。</p> <p>d 電波利用料は特定財源であり国庫循環であるとの指摘は必ずしも当たらないこと、国といえども電波の有効利用に努めるべきであり、そのための促進手段として、さらには、民間との負担の公平性を確保する観点から、真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場合を除き、原則として、国等にも電波利用料負担を求めることが必要であり、その制度化を図る。</p>		検討・結論		<p>(総務省)</p> <p>小電力無線システムとして一定の帯域を占有する可能性のあった、いわゆる情報家電については、ワイヤレスブロードバンド推進研究会(平成17年12月最終報告とりまとめ)において検討を行った結果、産業界からの要望を踏まえ、また、周波数の有効利用の観点から、他システムとの周波数共有が望ましいとの結論が得られている。</p>	
地上テレビジョン放送のデジタル化完了後の空き周波数の利用方法の検討 (総務省)	地上波テレビジョン放送のデジタル化に伴い、アナログ放送の終了後テレビジョン放送以外の用途に割当可能となる周波数について、諸外国の動向を調査するとともに、電波の特性に応じた最適な利用方法について検討を進める。	調査・検討	調査・検討	調査・検討	<p>(総務省)</p> <p>地上波テレビジョン放送のデジタル化により、最大130MHzの帯域が平成24年以降テレビジョン放送以外の用途で使用可能となるよう周波数割当計画を変更した。(平成13年7月25日総務省告示第477号)</p> <p>また、米国、英国等諸外国における地上波テレビジョン放送の周波数構成、アナログ放送の停波時期等について調査を行った。今後とも、平成24年以降に使用可能となる周波数について、諸外国の動向を引き続き把握するとともに、電波の特性に応じた最適な利用方法について、継続して検討を行う。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大 (総務省)	特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲を拡大することについて、毎年度検討するとともに、特段の支障がないとの結論を得た機器については、順次当該制度を適用する。	検討	検討・一定の結論	検討・(一定の)結論	(総務省) 特定無線設備の技術基準適合自己確認の適用範囲の拡大の適否に関し、「特定無線設備等に係る市場調査」を実施したが、現時点においては、市場調査による技術基準不適合設備の発生状況(16年度:31機種中10機種、17年度(実施中):数機種(いずれも無線LAN))等にかんがみ、技術基準適合自己確認の対象を拡大できる状況には至っておらず、今後の改善状況を注視していく必要があることから、18年度政府予算案においても国による市場調査を行うための措置を講じている。	
ソフトウェア無線設備に関する技術基準適合証明方法の導入 (総務省)	ソフトウェア無線技術を利用した無線設備について、ソフトウェア無線技術の研究開発動向を見極めつつ、当面実用化が見込まれるものについて技術基準適合証明の方法等を検討し、必要に応じ措置を講じる。	検討・結論	措置		(総務省) 当面は、5GHz帯無線LAN(小電力データ通信システム)のチャンネル変更においてソフトウェア無線技術の利用が見込まれたことから、当該技術を利用できるように、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第94号)により措置を講じた。(平成17年5月16日施行)	
電力線搬送通信設備に使用する周波数帯の拡大 (総務省)	屋内における電力線搬送通信の利用に関し、電力線搬送通信設備に使用する周波数帯を拡大(2MHz~30MHzを追加)した場合に、漏えい電波が無線通信や放送等へ及ぼす影響について実用上の問題の有無を明らかにすべく、関係者を交えた技術的な検討を進め、結論を得る。		検討・結論		(総務省) 「高速電力線搬送通信に関する研究会」(平成17年1月~12月)を開催し、高速電力線搬送通信と無線利用との共存可能性・共存条件等について検討を行い、報告書を取りまとめた(平成17年12月26日公表)。 http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/051226_6.html	
小電力セキュリティシステムに係る無線局の電気通信回線設備への接続前提の排除 (総務省)	電気通信回線の接続前提の排除については、現在の電波利用環境への影響を検討し、支障がある場合には必要な条件等を設け、所要の手続きを経て措置する。	平成17年中に措置			(総務省) 電気通信回線の接続前提を見直し、任意に接続を可能とする規定(電波法施行規則)を整備。 (平成17年8月9日施行)	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容				講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考	
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期				
		16年度	17年度			18年度
緊急通報機関(119)への接続にかかるシステム・対応の統一化 (総務省)	0AB~J番号を使用し発信位置を特定可能なIP電話や直収方式の電話からの119番接続を実施するに当たっての諸課題について、連絡会を開催して調整し、その調整結果に基づき、所要の措置を講ずる。		措置		(総務省) 0AB~J番号を使用したIP電話等からの119番通報の接続に関わる調整を行うため、「IPネットワークを用いた119番通報の在り方に関する研究懇談会」を開催し、報告書を取りまとめ、関係機関等に周知した(平成18年3月措置)。	
電気通信端末機器の基準認証におけるモデムモジュールに係る認証の見直し (総務省)	設計認証済であるモデムモジュールを容易に取り外すことができないように内蔵したパーソナルコンピュータの設計認証の在り方について、諸外国の状況等も参考にしつつ検討する。		検討開始		(総務省) 諸外国におけるモデムモジュールに係る認証の状況等の調査を実施するとともに、基準認証制度におけるモデムモジュールに係る認証の影響等について検討を開始。	
小電力データ通信システムの無線局における占有周波数帯幅の広域化 (総務省)	小電力データ通信システム(無線LAN)の占有周波数帯幅を広域化することにより高速化を実現する技術の導入について検討し、国際的な標準化動向等を踏まえ結論を得る。		国際的な標準化動向等を踏まえ結論		(総務省) 現在、IEEE802.11委員会において、新たな無線LAN方式「IEEE802.11n」の国際標準化作業が行われており、今後、標準化作業が完了次第、国内制度化に向けた作業を実施する予定である。	

イ 電気通信事業における公正競争の促進

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
競争状況の評価の実施 (総務省)	<p>透明性・客観性に配慮しつつ、電気通信事業分野の主要な領域である固定通信領域、移動体通信領域、インターネット接続領域、企業内ネットワーク領域の全ての領域について、競争状況を分析・評価し、その結果、上述したサービス提供上欠かせない設備や機能の開放に対して阻害要因がある場合にはその排除及び開放の一層の促進を図るなど競争の進展に応じた適切な政策反映を進める。</p>		措置		<p>(総務省) 平成15年度から平成17年度にかけて、固定通信領域、移動体通信領域、インターネット接続領域、企業内ネットワーク領域の全ての領域について、競争評価を実施。各領域について競争の進展が認められたが、一層の競争促進に資するため、携帯電話の番号ポータビリティの導入に係る規定の整備。(電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)の一部改正等)(平成18年11月施行予定)及び携帯電話の新規参入事業者の認定を実施(平成17年11月)</p> <p>また、電気通信市場の競争状況をより適切に把握するため、電気通信事業者による各種報告の報告頻度と報告期限の見直しを実施(電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)の一部改正)(平成17年2月9月)。 (「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令」(平成17年総務省令第140号)) (「電気通信番号規則の一部を改正する省令」(平成18年総務省令第13号))</p>	
IP化の進展に即した事業者間接続料への見直し (総務省)	<p>平成17年度以降の接続料については、トラヒックの減少及びNTT東西が従来の電話網への新規投資を抑制しているという環境変化を踏まえ、更なる競争を促進するという観点から適切な算定方式を検討する。 【平成17年度以降の接続料算定の在り方について(平成16年10月19日付け情報通信審議会答申)】 【接続料規則の一部を改正する省令(平成17年2月14日総務省令第14号)】</p>	措置済 (平成17年4月施行予定)				

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
外国政府等との協定等に係る認可の見直し (総務省)	外国政府等との協定等については、認可制自体は維持しつつも、例えば、国際計算料金の引下げなど我が国の利用者の利益に悪影響を与えるおそれが少ないと考えられる協定又は契約については、認可対象から外す。 【電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令(平成16年3月22日総務省令第44号)】	措置済 (4月施行)				
携帯電話における番号ポータビリティの導入 (総務省)	携帯電話の番号ポータビリティ導入について、研究会において利用者利益等の観点から検討し、速やかに報告を取りまとめる。 【「携帯電話の番号ポータビリティの在り方に関する研究会」報告書(平成16年4月27日)】 「携帯電話の番号ポータビリティの在り方に関する研究会」報告書の提言に基づき、携帯電話の番号ポータビリティを導入する。	措置済 (4月公表)				
				平成18年度のなるべく早期に措置	(総務省) 平成18年11月1日から携帯電話の番号ポータビリティの導入を義務化するための電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)の一部改正を行った。(平成18年11月施行予定)	
携帯電話用周波数の利用の在り方 (総務省)	電波は国民の共用財産であり、また、電波の配分の在り方そのものは携帯電話事業を左右するものであることから、公正な競争を確保するためにも、新規参入を含めた事業者への電波配分はオープンで公平な手続きでなされるべきであり、携帯電話用として使用可能になる周波数については、その免許に関する方針及び基準を早急に策定する。		措置		(総務省) 新たに携帯電話用として使用することが可能になる1.7GHz帯及び2GHz帯の周波数の利用のあり方について検討を行い、最大3者の新規参入機会を設けるとともに、携帯電話加入数に応じた客観的な基準により周波数を割り当てること等を内容とする免許に関する方針を制定した。本方針に基づき、平成17年11月10日に新規参入事業者3者を認定。 (「1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件」(平成17年総務省告示第883号))	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
NTTの在り方 (総務省)	<p>a NTTグループの経営形態等については、今後とも加入者系光ファイバ等のネットワークのオープン化を始めとする公正競争環境の整備の推進状況とNTT関係の各事業会社が独立した経営体として相互に公正競争を行う状況を以下のように引き続き注視するとともに、公正な競争を促進するための施策によっても十分な競争の進展が見られない場合は、通信主権の確保や国際競争の動向も視野に入れ、NTTの在り方等の抜本的な見直しを行う。</p> <p>(a) NTTのグループ経営の改善と公正競争の確保を図る観点から、地域通信網の開放の徹底、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモに対するNTT持株会社の出資比率の引下げを含むNTTグループ内の相互競争の実現、NTT東西の経営効率化の推進等を内容として作成された競争促進のための自主的な実施計画の実施状況を引き続き注視する。</p>	引き続き注視	引き続き注視	引き続き注視	<p>(総務省)</p> <p>平成13年10月25日、電気通信市場の競争促進のための自主的な実施計画がNTTから公表・報告された。これを受け、同月26日に「電気通信市場の競争促進のための自主的な計画の実施について」を公表した。</p> <p>その後、平成14年10月29日、NTTから電気通信市場の競争促進のための自主的な実施計画の実施状況が公表・報告されたことから、これを受け、同月30日に「電気通信市場の競争促進のための自主的な実施計画の一層の推進について」を公表した。</p> <p>今後とも、引き続き着実かつ速やかな実施を要請するとともに実施状況を注視する。</p>	
	<p>(b) NTTグループ企業間のファイアーウォールの在り方に関し、平成11年7月のNTT再編時のファイアーウォールの遵守状況を引き続き注視する。</p>	引き続き注視	引き続き注視	引き続き注視		<p>(総務省)</p> <p>NTT再編時のファイアーウォールについて、遵守状況の点検を行い、平成14年2月22日に点検結果を公表した。これについて意見募集を行った結果を踏まえ、同年4月8日に「NTT再編成時のファイアーウォールの遵守について」によりNTT東西及びNTTコミュニケーションズを指導した。</p> <p>今後とも、引き続き注視する。</p>

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考		
事項名	措置内容	実施予定時期						
		16年度	17年度	18年度				
	(c) また、NTT東西間における競争の促進状況について、十分注視し、必要に応じ人的を始めとするファイアーウォールの設置その他の手段により実質的な競争を実現するための有効な措置を講ずる。	必要に応じ措置			(総務省) - NTT東西間における競争の進展状況について注視している。			
	b 以上のほか、日本電信電話株式会社法(NTT法)等における規制について、国の安全確保や電気通信の公共性の確保等に配慮しつつ、以下の措置を講ずる。 (a) 国の安全確保に係る措置については、必要に応じて、外為法の運用強化を含む有効な措置を講ずる。	必要に応じて措置					(総務省) - 電気通信分野における国の安全確保のために有効な措置の在り方について、平成14年2月の情報通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」の中で取りまとめられた。 今後とも、国の安全確保や電気通信の公共性の確保等の状況の変化を注視しつつ、必要に応じて措置する。	
	(b) NTT持株会社及びNTT東西に係る外国人役員規制の在り方については、WTO基本電気通信合意上、我が国がNTTに係る外資規制と一体として当該制限を留保してきた経緯を踏まえ、必要に応じ、外資規制の在り方と一体で検討し、措置する。	国の安全確保や電気通信の公共性の確保等の状況の変化を注視しつつ、必要に応じて措置 引き続き検討(結論)						
	(c) NTT持株会社に係る政府保有株式数規制については、緩和する方向で検討を進める。				(総務省) NTT持株会社に係る政府保有株式数規制の在り方については、「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)」及び平成14年2月の情報通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」等を踏まえ、国の安全確保、ユニバーサルサービスの安定的な確保及び我が国の研究開発力の維持等への影響を十分に検証しつつ、引き続き検討する。			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
公益事業に関する分野横断的な競争促進ルールの整備(公正取引委員会、総務省、経済産業省、国土交通省) <エネエの再掲>	近年、電気、ガス、通信、航空といった公益事業分野における規制緩和の進展に伴い、従来から事業法に基づく公益事業を営んできた事業者と、規制緩和により新たに市場に参入した新規事業者との間での紛争が生じている。公益事業分野における規制緩和の実効性を確保するためには、このような紛争を明確なルールと迅速な対応により防止・解決することが極めて重要であり、市場監視の強化と、より実効的な競争政策の立案・執行が不可欠となっている。このような状況を踏まえ、規制緩和の実効性を確保する観点から、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)(以下「独占禁止法」という。)による公正取引委員会の監視に加え、各事業所管官庁においても、次の措置を講ずる。				<エネエの再掲>	
	a 公益事業分野における市場監視の強化 競争制限的行為に関する苦情受付体制の整備等により、情報収集を強化するとともに、市場における競争状況(市場参入の状況や優越的地位にある事業者の市場行動など)を調査する。	逐次実施			<エネエの再掲>	
	b 公益事業各分野における競争政策の強化 競争制限的行為に関する情報収集・調査によって得られた結果に基づき、市場におけるルールの策定、競争を促す効果のある行政措置の自らの実施、及び関係する他の所管官庁への提案を行う。	逐次実施			<エネエの再掲>	
	c 複数の公益事業分野における公正競争ルールの整備 通信と電力、電力とガス等の相互参入が進展し、複数の事業分野にまたがる事業活動が展開され、それとともに分野横断的な競争に際しての紛争事例が今後も生じる可能性がある。このような実態を踏まえ、事業規制が引き続き存在し、独占禁止法では必ずしも実効性が確保できない競争上の問題について、実効性のある市場ルールを策定し、実効性のある行政措置の発動が可能となるよう、各分野の実態を踏まえて適切なルール等の整備を行う。	逐次実施			<エネエの再掲>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	<p>d 公正取引委員会、各事業所管官庁との関係 上記を実施するに当たっては、公正取引委員会、各事業所管官庁は、密接な連絡を取り、事業者混乱が起らないように措置することは言うまでもないが、競争促進目的や手段における公正取引委員会と各事業所管官庁の権限の差異に応じて、目的・手段に即して最も適切な仕組みを持つ者がその任に当たる。</p>	逐次実施			<エネエの再掲>	
	<p>e 事業所管官庁における中立性確保 事業所管官庁が上記のような競争促進措置を講ずるに当たっては、事業法分野によっては、より専門的な見地や、より公平・中立な立場からの市場監視を実効的に行い得る厳正中立な体制の構築・強化を検討する。</p>	逐次実施			<エネエの再掲>	
<p>接続料にかかる長期増分費用(LRIC)モデルの見直し(NTSコストの除外) (総務省)</p>	<p>平成16年10月19日付け情報通信審議会答申「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」において、NTSコスト(Non-Traffic Sensitive Cost:通信量に依存しない費用)を5年間で段階的に接続料原価から除くことが適当とされており、上記答申を踏まえ、接続料規則の改正を実施する。 【接続料規則の一部を改正する省令(平成17年2月14日総務省令第14号)】</p>	措置済 (平成17年4月施行予定)				

ウ IT利活用の推進

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
民間保存文書の電子的保存の容認 (内閣官房及び関係府省)	法令により民間に保存が義務付けられている財務関係書類、税務関係書類等の文書・帳票のうち、電子的な保存が認められていないものについて、近年の情報技術の進展等を踏まえ、文書・帳票の内容、性格に応じた真実性・可視性等を確保しつつ、原則としてこれらの文書・帳票の電子保存が可能となるようにすることを、統一的な法律(通称「e-文書法」)の制定等により行うこととする。 【民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)】 【民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第150号)】	法案成立、公布	措置(4月1日施行)		(内閣官房) 「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)」、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第150号)」を第161回臨時国会に提出し、可決、成立。 平成17年4月1日に施行。	
個人情報の漏えいへの対応 (内閣府及び関係省庁)	個人情報の不正漏えい行為の処罰の在り方について、政府全体として論点の整理・検討を行う。		検討開始		(内閣府及び関係省庁) 個人情報の不正漏えい行為に関する処罰のあり方については、与党において、職務上、個人情報にアクセス可能な従業者等が悪意を持って、それらの情報を入手し、第三者に提供する行為について罰則を設けるため、個人情報保護法の改正が検討されているところである。政府としても、こうした動きを踏まえ、関係省庁連絡会議の活用等により、検討を進めているところ	
個人情報の保護 (内閣府及び全府省) <金融オ、医療ア bに再掲>	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の全面施行(平成17年4月1日)に向け、関係施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進を図るとともに、個別分野における個人情報の適正な取扱いが担保されるよう法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。 【個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)】	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
民間事業者による時刻認証に対する法的効力の付与(総務省、法務省、経済産業省)	電子署名だけでは対応できない部分や既存の行政サービスが抱えている課題を克服し、電子商取引の拡大につなげるための基盤整備として、民間事業者が行うタイムスタンプに対する法的効力の付与を検討し、結論を得る。		検討・結論		(総務省、法務省、経済産業省) 「タイムスタンプの法的的位置付けに関する3省合同検討会議」を設置し検討を行ったところ、法的効力の付与については以下の理由で困難との結論となった。 そもそも、紙媒体、電子媒体を問わず、情報の確実性の推定を規律する法制度は我が国において存在しない(経験則等に基づく事実の存否の推定は裁判官の自由心証に委ねられている(自由心証主義))こと。 指名債権譲渡の第三者対抗要件として必要とされる確定日付には、高度の信用性、安定性・永続性を確保する措置を講ずる必要があるところ、指名債権譲渡を電子的に行う方法については、二重譲渡のリスク等その他の論点も踏まえつつ、電子債権法制全体の議論の中で検討すべき課題であること。	
電子的手段による資格保有等証明の推進(内閣官房、総務省、法務省、経済産業省及び関係府省)	重要情報のオンライン転送に当たり、医師、弁護士等の本人性、資格保有等の証明を電子的にできるようにするため、既存認証制度に対する属性情報追加等のニーズ把握を早期に行うとともに、制度の在り方について検討する。 【検討の結果、現時点では、現行制度の下でそれぞれの必要性を踏まえ、認証基盤を整備していくことが適当とされた】	16年中に検討・結論				

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
民法法人等の総会議決権行使の電子化 (内閣府、法務省)	民法・中間法人及びNPO法人の総会の議決権行使などを他の民間企業と同様に電子的に行えるよう検討し、法制上の措置を講じる。	検討	措置(民法法人及びNPO法人について検討・結論)		<p>(内閣府) 特定非営利活動法人の社員総会に出席しない社員の総会議決権行使について、特定非営利活動促進法は書面による行使を規定した民法第65条第2項を準用していることから、内閣官房における公益法人制度改革に関する法制上の措置に係る検討状況について注視しているところ。</p> <p>(法務省) 民法法人については、内閣官房を中心として行われている公益法人制度の抜本的改革の一環として、総会の議決権行使を電子的に行うことができるようにすることも内容とする「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案」が提出された。</p> <p>また、中間法人についても、同様の内容の「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が平成17年7月に公布されたところである。(平成18年5月1日施行)</p>	
電子的手段による債権譲渡の推進 (法務省、経済産業省、金融庁及び関係府省)	電子的手段による債権譲渡の推進によって中小企業等の資金調達環境を整備するため、中小企業のニーズを踏まえながら、電子債権を活用したビジネスモデルについて検討するとともに、電子債権法(仮称)の制定に向けた検討を進め、制度の骨格を明らかにする。	16年中に検討・結論	措置(制度の骨格の明確化)		<p>(法務省、経済産業省、金融庁) 「電子的手段による債権譲渡の推進」については、電子債権法(仮称)の制定に向けた検討を進め、平成17年中に電子債権制度の骨格を明らかにするために、経済産業省においては電子債権を利用したビジネスモデルの検討を、金融庁においては電子債権についての金融システム面からの検討を、法務省においては電子債権の私法上の論点整理を行った。これらの検討結果を踏まえて、平成17年12月、法務省、経済産業省、金融庁において「電子債権に関する基本的な考え方」を取りまとめて、電子債権制度の骨格を明らかにした。</p> <p>この電子債権制度の骨格を踏まえて、法務大臣の諮問機関である法制審議会で審議を行う等の検討を進めて、平成18年度中の法的枠組みの具体化を目指す。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
管轄裁判所合意の電子化 (法務省) <法務アの再掲>	第一審の管轄裁判所に関する合意を電磁的方法によりした場合における当該合意の効力の制限を見直す。 【民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律(平成16年法律第152号)】	法案提出、公布	施行(4月予定)		<法務アの再掲>	
目論見書等の電磁的方法による提供における要件の明確化 (金融庁) <金融ウ22の再掲>	証券取引法に規定する交付書類(目論見書等)の電磁的方法による提供が認められるための要件である当該ホームページアドレス等の顧客ファイルへの記録、顧客が閲覧していたことの確認、については、「ホームページアドレスの記録をした旨、及び目論見書の閲覧を口頭で確認し、その会話については録音する等」の手段が可能と解されているが、法令等解釈の明確化の観点から、事務ガイドライン等において明確化する。	措置済			<金融ウ22の再掲>	
目論見書の電磁的方法による提供における記載事項維持要件の緩和 (金融庁) <金融ウ23の再掲>	目論見書を電磁的方法により提供する際、5年間の記載事項の維持が要件とされているが、個々の投資家から当該目論見書の閲覧請求があった場合には、当該目論見書の情報を電子メールにより送信する方法、当該目論見書の情報を印刷したものを郵送する方法、その他の方法によることができることとする。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第91号)】	措置済 (12月施行)			<金融ウ23の再掲>	
学校法人における財務情報の開示促進 (文部科学省) <教育アの再掲>	a 学校法人に対し、財務書類及び背景となる事業方針等を分かりやすく説明した事業報告書の公開を法律で義務付ける。また、広く周知を図るという観点から、財務書類及び事業報告書の記載内容をインターネット上のホームページに掲載することを促進する。 【私立学校法の一部を改正する法律(平成16年法律第42号)】	措置済	4月施行予定		<教育アの再掲>	
	b 財務書類及び事業報告書のインターネット上のホームページにおける公開状況について毎年調査し、公開が進まない場合は、その更なる推進方策について検討する。	16年度以降継続的に検討			<教育アの再掲>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
大学の情報公開の促進 (文部科学省) <教育ウ bの再掲>	広く周知を図るという観点から、大学に関する情報全般をインターネット上のホームページに掲載することを促進する。 【平成17年3月14日文部科学省高等教育局長通知】	措置済			<教育ウ bの再掲>	
医療提供者に関する情報公開 (厚生労働省) <医療ア aの再掲>	医療機関の医療機能、業務内容、医師の専門分野、診療実績などに関する客観的に比較可能な情報公開を促進する。 そのため、医療に関する各種情報のデータベース化、ネットワーク化を行い、国民が容易に情報にアクセスできる環境の整備を実施する。	逐次実施			<医療ア aの再掲>	
診療情報の電子化など医療分野でのIT利用促進 (厚生労働省)	医療の質の向上と効率的な医療提供体制の構築に向けて、診断書、出生証明書を始めとする様々な診療情報の電子化など医療分野のIT利用促進を図るための方策を包括的に検討して得た結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。 【平成17年3月31日厚生労働省医政局長・医薬食品局長・保険局長連名通知】	措置済				
オンラインによるレセプト請求原則化のための条件整備 (厚生労働省)	a 厚生労働省が「保健医療分野の情報化に向けたグランドデザイン」(平成13年12月)において、設定しているレセプト電算処理システムの導入目標(全国の病院レセプトについて平成16年度5割以上、平成18年度7割以上)を確実に達成する。	全国の病院レセプトについて16年度5割以上、18年度7割以上の電算処理システムの導入の確実な達成			<医療イ の再掲>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	<p>b レセプトの電子的請求について、厚生労働省が自ら掲げた平成18年度に全国の病院レセプトの7割以上に導入するという達成目標について、それに至る逐年の目標値を明確にし、当該目標の確実な達成を図るとともに、目標達成に阻害となる要因が発生した場合には、これを検証し、速やかに対策を講ずる。</p> <p>また、7割が最終目標ではあり得ないことから、その後の原則電子化の推進のスケジュールも明確にする。ここにいう電子的請求とはオンライン化を原則とする方針を明確にし、周知徹底を図るとともに、一定期間経過後は、オンライン請求に参加しない医療機関に関しては、その参加を確実に推進するための実効性ある措置を講ずる。</p>		措置		<医療イ の再掲>	
	<p>c 電子化に関する環境の整っている調剤レセプトについては、厚生労働省が平成13年12月に病院レセプトについて策定した目標を視野に入れた保険薬局のレセプト電算化の普及状況に応じた目標設定を行い、確実な達成を図る。</p>	目標設定に応じた確実な達成			<医療イ の再掲>	
	<p>d IT化のメリットを最大限に享受し医療事務の効率化を図るために、レセプトの電子処理方法を確立するに当たっては、プライバシーの保護、セキュリティの確保を図りながら、オンライン請求を中心とする電子的請求の原則化の確実な実現に向けて所要の措置を講ずる。</p>	逐次実施			<医療イ の再掲>	
	<p>e 医療機関のオンライン請求への参加を促進するため、オンライン請求における提出書類の簡素化を図るとともに、医療機関側のオンライン請求導入時のコストを軽減するための具体的な方策を検討する。</p>	措置済			<医療イ の再掲>	
	<p>f 社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会のレセプト電算処理関連のコンピュータに関しては、厚生労働省の数値目標が達成された状況を想定した更新計画を立て、その計画内容を広く開示するなど、情報提供を行う。</p> <p>また、計画に際しては当該システム開発の関係者に加え、第三者の意見を求め、計画の妥当性や経済性を検証する。</p>	逐次実施			<医療イ の再掲>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
審査支払機関から保険者への電子的手法によるレセプト提出 (厚生労働省) <医療イの再掲>	a 電子的手法により保険医療機関や保険薬局から提出されたレセプトについては、社会保険診療報酬支払基金などの審査支払機関から保険者への提出についても、保険者の求めに応じ電子的手法による提出が可能となるよう検討を行い、その結果を踏まえ速やかに措置し、一定期間経過後は電子的手法による提出を原則とする。	一部措置済	逐次実施		<医療イの再掲>	
	b レセプト以外の現在紙ベースでの提出、保存を義務付けている日計表などの添付文書についても電子データによる医療機関等から保険者への一連の提出、保存が可能となるよう見直す。		措置			<医療イの再掲>
電子レセプトの規格の充実・強化及び使用の普及促進 (厚生労働省) <医療イの再掲>	a レセプト電算処理システムの一層の普及のため、用語、コードの統一による請求事務の効率化等について医療機関への周知徹底を図る。	措置済			<医療イの再掲>	
	b 社会保険診療報酬支払基金など審査支払機関は、電子レセプトに対応した投資を集中的に行い、一連の審査業務全般にわたって電子的手法を活用した方式を開発するなど、審査の質の向上と効率化を図る。		一部措置	逐次実施		<医療イの再掲>
電子カルテシステムの普及、医療用語・コードの標準化・徹底等 (厚生労働省) <医療イの再掲>	a 厚生労働省の保健医療情報システム検討会が「保健医療分野の情報化にむけてのグランドデザイン」(平成13年12月)で提言した平成18年度までに全国の診療所の6割以上、400床以上の病院の6割以上に電子カルテシステムを導入させるとした目標を確実に達成できるよう、具体的な実行策を明定し、公表する。併せて、電子カルテシステムの導入負担を軽減し、導入が促進されるよう、地域中核病院等にWe b型電子カルテを導入して診療所等の電子カルテ利用を支援する等、具体的な措置を講ずる。		措置		<医療イの再掲>	
	b 電子カルテシステムが導入された後も、医療機関において継続的に運用されるよう、システム導入後の運用維持も視野に入れ、電子カルテシステムを用いた望ましい診療行為や医療機関の体制の評価を踏まえ、具体的な推進策を策定し、措置する。		結論	措置		<医療イの再掲>

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	c 電子カルテにおける用語・コードとレセプトにおける用語・コードの整合性を図り、カルテからレセプトが真正に作成される仕組みを構築し、我が国のカルテについて電子カルテ化を積極的に推進することとし、そのための実効性ある方策を講ずる。		措置		<医療イ の再掲>	
	d セカンドオピニオンを取得の際に初めの医療機関で検査した診療情報のすべてを別の医療機関で活用できるようにし、電子カルテシステムが単独の医療機関内での使用にとどまらず、複数の医療機関間で利用されることにより、診療連携に寄与する等、標準的電子カルテ推進委員会で取りまとめられる標準的電子カルテに求められる機能、基本要件等を踏まえ、診療情報の共有に資する標準化の在り方を早期に提示し導入、普及の一層の推進を図る。		措置		<医療イ の再掲>	
	e 電子カルテにおける用語・コード・様式(施設間で安全・確実に医療情報を交換するための規格や電子カルテに入力を行う際のインターフェース)の標準化を図ることが必要である。病名については標準化を図り、平成14年6月から適用しているが、早急に普及促進を図る。検査名、手術名・処置名、医療材料名についても平成16年度中に標準化を図り、その普及を促進する。また、普及に当たっては、医師等の国家資格取得段階から標準化した病名などの用語等の使用を促進する。	一部措置 済	逐次実施		<医療イ の再掲>	
	f レセプトオンライン請求のためのコードは、電子カルテに用いるコードとの整合性を図り、相互の連結・利用が可能なものとする。	一部措置 済み	逐次実施		<医療イ の再掲>	
	g オーダーエントリーシステムの導入、バーコードによる患者誤認防止システムなどのITを使った医療安全対策を一層推進する。		逐次実施		<医療イ の再掲>	
複数の医療機関による患者情報の共有 (厚生労働省) <医療イ の再掲>	安全で質の高い患者本位の医療サービスを実現するために、個人情報の保護など一定の条件を備えた上で、患者情報を複数の医療機関で共有し有効活用ができるよう措置する。	一部措置 済	逐次実施		<医療イ の再掲>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
電子カルテ等診療情報の医療機関外での保存 (厚生労働省) <医療イ aの再掲>	診療を行った医療機関からの依頼を受けて、当該医療機関以外の事業者が電子カルテ等診療情報の保存を行う場合は、その事業者がデータ管理上必要不可欠な場合に、委託医療機関の了承を得て行う場合のみ、保存しているデータを見ることができることを含め、個人情報と管理についての遵守の義務が確保されている場合には、医療機関等以外であっても保存を認める。	一部措置 済	措置		<医療イ aの再掲>	
21遠隔医療等の医療分野のIT化の推進 (厚生労働省) <医療イ の再掲>	a 高度な医療サービスを効果的、効率的に提供できるよう、病診連携や病病連携と併せて、遠隔診断等の遠隔医療を推進する。 また、各種データ交換の際のフォーマット、電子的情報交換手順、情報セキュリティ技術等の標準について早急に確立し、積極的な普及策を講ずる。	一部措置 済	逐次実施		<医療イ の再掲>	
	b 病院内のチーム医療と同等な高レベルの処方チェックを可能とすべく、ITを活用した薬局機能の高度化について検討し、今後とも規制改革推進のため、所要の措置を講ずる。	逐次実施			<医療イ の再掲>	
22医療用具の製品標準書等の電子媒体での利用 (厚生労働省) <医療イ の再掲>	医療用具の製品標準書ならびに手順書を電子媒体で作成、保存することを認める。	措置			<医療イ の再掲>	
23医薬品に関する情報提供の促進 (厚生労働省) <医療力 の再掲>	通達の運用を見直し、現状、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を通じて行っている医療用医薬品の添付文書や製品回収情報等のインターネットによる提供について、一般消費者(患者)が医薬品情報を十分に入手できるよう、広く周知するとともに、一般消費者(患者)にとって医療用医薬品情報についても入手しやすくなるような情報提供についての方策を検討し、措置する。	逐次実施			<医療力 の再掲>	
24小児医療(小児救急)の充実 (厚生労働省) <医療ク cの再掲>	夜間・休日における救急医療体制、小児科医による対応が可能な救急病院について、インターネットによる情報提供等、地域住民への広報活動を推進する。	逐次実施			<医療ク cの再掲>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
25保育所等に関する情報公開、第三者評価の推進 (厚生労働省) <福祉イ aの再掲> (文部科学省) <福祉イ bの再掲>	a 第三者評価自体の客観性を高めるため、例えば、財団法人こども未来財団が運営する「i - 子育てネット」の「保育所一覧」の中で多様な主体による第三者評価が容易に比較できるような仕組みを整備する。	逐次実施			<福祉イ aの再掲>	
	b 地方公共団体や関係団体のホームページ上などで、幼稚園の自己点検評価等の情報が閲覧できるようにする。	逐次実施			<福祉イ bの再掲>	
26 バリアフリー化等の推進 (警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省) <福祉ウ の再掲>	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)に基づき、公共交通機関、歩道、信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。	逐次実施			<福祉ウ の再掲>	
27日本版バイドール制度の拡充 (内閣官房、経済産業省及び関係府省)	日本版バイドール制度(国等の委託による研究開発の成果である知的財産権を受託者に帰属させることができる制度)の拡充により、国、地方公共団体などの資金により制作されるコンテンツ等の著作権を製作者に帰属させることができるようにする。 【コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年6月4日法律第81号)】	措置済 (9月施行)				
28既存コンテンツ資産のブロードバンド上での再利用の促進 (内閣官房)	ブロードバンド上におけるコンテンツ流通を促進するため、著作権法上の裁定制度の利用促進など既存コンテンツの再利用の促進、ブロードバンドサービスを利用した放送の著作権法上の位置付け等について検討する。	一部措置済	国際的な動向を踏まえ、検討・結論		(内閣官房) ブロードバンドサービスを利用した放送の著作権法上の位置付けについて、関係省庁において検討を行ったほか、知的財産戦略本部コンテンツ専門調査会においても検討し、必要な措置を速やかに講ずる旨提言した。今後、そのような放送の活用に向けて関係者間の協議を奨励するとともに、著作権法上の位置付けについて、市場や国際的な動向も踏まえつつ検討を行うなどにより、コンテンツの活用を促進する。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
29コンテンツの流通手段としてのインターネットの位置付け検討(内閣官房)	現在の著作権制度では放送とインターネット配信の位置付けが異なっているが、これについて、コンテンツ利用におけるインターネットの重要性の増大に応じた見直しを検討する。	国際的な動向を踏まえ、検討・結論			(内閣官房) インターネット配信については、WIPO著作権等常設委員会における視聴覚的実演や放送機関に関する新条約(「放送機関の保護に関する条約(仮称)」及び「視聴覚的実演に関する条約(仮称)」)の作成に関する議論に、文化庁著作権分科会国際小委員会における議論等も踏まえて積極的に参画した。	
30NHKのBSデジタル放送の在り方(総務省)	NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する。	検討	検討	検討(結論)	(総務省) 昨年12月27日、総務大臣のもとに、「通信・放送の在り方に関する懇談会」を設置した。同懇談会において、BSデジタル放送の在り方を含むNHKの在り方について議論されているところ。	
31東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用(総務省)	東経110度を軌道位置とするCSに関し、現在通信用に割り当てられている左旋円偏波の周波数を放送に使用できるようにすること及びその際電気通信役務利用放送法を適用することについて検討した結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。	検討・結論	措置		(総務省) 電気通信役務利用放送法施行規則を改正(平成17年6月6日総務省令第100号)し、東経110度を軌道位置とするCSに関し、通信に割り当てられている左旋円偏波の周波数について、電気通信役務利用放送法を適用することにより、放送にも使用できるように措置した。	

工 電子政府・電子自治体の推進

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
会社設立に関する諸手続についての電子化(法務省、総務省、財務省、厚生労働省)<法務イの再掲>	起業者が会社設立に要している時間や事務負担を大幅に削減する観点から、会社設立に関する諸手続(会社設立登記後の各種申請等の公的手続を含む)の電子化を引き続き一層推進する。	継続的に実施			<法務イの再掲>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
登記のオンラインによる一括申請及び登記事項の電子化 (法務省) <法務イの再掲>	企業の負担を軽減する観点から、本店及び支店の登記を一括してオンラインにより申請することができるようにする。 【商業登記規則等の一部を改正する省令(平成16年法務省令第22号)】 また、利用者の利便性向上の観点から、登記情報の電子化を早期に完了する。	一部措置済	逐次実施		<法務イの再掲>	
		逐次実施				
債権譲渡登記制度の拡充 (法務省) <法務イの再掲>	債権譲渡登記のオンライン申請について、債権個数5,000個を上限とする制限を廃止し、情報量による制限(1,500キロバイトを上限とする)のみとする。 【債権譲渡登記規則の一部を改正する省令(平成16年法務省令第38号)】	措置済 (5月施行)			<法務イの再掲>	
交通事故証明書の申請・交付の電子化 (警察庁)	電子的手段による交通事故証明書の申請・交付の可否について実施した調査・研究結果を踏まえ、オンライン申請機能を導入する。	検討・結論	試験運用	システム稼働	(警察庁) 調査・研究結果を踏まえ、平成18年1月25日にオンライン申請システムを整備して試験的に運用を開始した。	
建設業に係る許可申請の電子化 (国土交通省) <住宅工23の再掲>	建設業許可に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	逐次実施			<住宅工23の再掲>	
宅地建物取引業に係る免許申請の電子化 (国土交通省) <住宅工24の再掲>	宅地建物取引業の免許に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	逐次実施			<住宅工24の再掲>	
公共工事における政府調達電子化 (国土交通省及び関係府省) <住宅イの再掲>	平成13年10月から一部の直轄事業でインターネットを活用した電子入札・開札を開始、原則として、平成16年度までにすべての直轄事業で電子入札・開札を導入する。 なお、国土交通省においては、公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)を平成16年度までに構築する。	措置済			<住宅イの再掲>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
輸出入・港湾関連 手続の ワンストップサー ビスの一層の推進	a 輸出入・港湾関連手続に係る各種申請手続について、関係省庁は改めて、各種申請書類の削減、申請事項の削減、申請手数料の見直し等、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図る。	16年度以降できるだけ早期に実施			<運輸イ の再掲>	
(財務省、厚生労働 省、農林水産省、法 務省、国土交通省、 経済産業省) <運輸イ の再掲>	b 民間システムとの連携等を推進し、国際標準等への適合も視野に入 れつつ、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新しいシステムの 構築について検討し、既存業務・システムに係る最適化計画を策定す る。	17年度末までのでき るだけ早期に措置			<運輸イ の再掲>	
Sea-NACCS と Air-NACCSの統合 (財務省) <運輸イ の再掲>	Sea-NACCSとAir-NACCSの統合については、平成16年度に行う税関シ ステムの刷新可能性調査の一環として検討を行う。その後、民間利用者等 との意見調整を行った上で、当該統合を実施するか否かについての結論 を出し、これを平成17年度末までのできる限り早期に策定する最適化計 画に反映させる。	検討	検討・結 論		<運輸イ の再掲>	
自動車保有関係手 続のワンストップ サービスの推進 (警察庁、総務省、 財務省、経済産業省、 国土交通省、環境省) <運輸ア の再掲>	a 自動車保有に関する手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係 諸税等の納付等)のワンストップサービス化について、平成17年稼働 開始に向けて、関係法令の着実な整備を図るとともに、システムの実 用化に係る試験運用を行う。なお、軽自動車についてワンストップサ ービス化する際には、現在は軽自動車検査協会が独自に行っている軽 自動車の登録管理についても接続のインターフェイスを統一化する こと等により、申請者負担の軽減が図られるようにする。 【道路運送車両法等の一部を改正する法律】平成16年5月26日法律第55 号】	試験運用	システム 稼働(17 年中)		<運輸ア の再掲>	
(国土交通省) <運輸ア24の一部再 掲>	b 自動車登録事項等証明書の電子的手段による交付及び照会を可能 とした上で、保険加入等関連手続として車両登録確認が必要な場合、 電子証明書を持つ保険会社が契約者名(車両所有者)、登録番号又は 車台番号で照会を行い、車両確認することでの必要書類の取付に代え ることを検討する。	検討(17年システム稼 働に間に合うように 結論)			<運輸ア24の一部再掲>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
総合案内窓口の整備 (法務省及び関係府省) 〈法務アの再掲〉	利用者が苦情・紛争処理機関に関する必要な情報に的確にアクセスできるようにするための方策を検討し、各苦情・紛争処理機関に関する情報(組織、業務内容、過去の実績等)と苦情・紛争処理に関する諸手続等の情報を総合的に取りまとめ、データベース化した苦情・紛争処理に関する総合案内窓口(ポータルサイト等)について、これを各都道府県単位の整備するなどにより全国的な利用を可能とするよう、所要の支援策等を講ずる。	引き続き措置			〈法務アの再掲〉	
電子証紙による地方税の納付の容認 (総務省)	地方税の各税目に共通する払込み手段として、電子証紙を含めた証紙による手法の実現を可能とするような制度の在り方について検討を行い、その結論を踏まえて措置する。		措置		(総務省) 「電子証紙による納付」はクレジットカード納付と同様に、地方税については、現行規定(第三者納付)で対応可能と整理。	
法人の従業員等が行う電子申請手続きの簡素化 (総務省)	法人の従業員等が代理で電子申請を行うことを可能とするため、電子政府構築計画に基づき、電子政府の総合窓口(e-Gov)に代理申請機能を整備する。		措置		(総務省) 平成18年4月からの運用開始を予定している電子政府の総合窓口(e-Gov)における各府省への電子申請の窓口システムに、代理申請機能を整備した。	
請求者識別カードによる請求に基づく住民票の写しの交付に係る自動交付機についての規制の緩和 (総務省)	住民票の写しの自動交付機の設置のための既存の通知を見直して、新たな通知により、緩和された基準を新たに定め、改正後の通知に定める一定の機能を備えた自動交付機による住民票の写しの交付を認める。 【平成17年総務省自治行政局市町村課長通知】	措置済				

オ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
無線局免許申請等における添付書類の簡素化 (総務省)	無線局免許申請において提出が義務付けられている回線経路図及び通信路構成図について、代替情報の確保による省略化を図る。 【無線局免許手続規則の一部を改正する省令(平成16年11月9日総務省令第134号)】	措置済				
電波利用料の納付方法の見直し (総務省)	無線局の開設年度の翌年以降における電波利用料の納付時期を、免許年月日にかかわらず全総合通信局で統一した時期に、当該免許人が保有している全無線局分の電波利用料を一括して振り込むことを可能にする。	検討	措置(5月施行予定)		(総務省) 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)を改正し(電波法施行規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第82号))、平成17年5月16日から電波利用料の一括前納を可能とした。(平成17年5月16日施行)	
高周波利用設備に関する設置許可基準の緩和 (総務省)	高周波出力が5kWまでの超音波設備に関し、他の無線通信に支障をきたさないという結論を得た場合は、早急に個別の設置許可を不要とする。 【電波法施行規則の一部を改正する省令(平成17年3月総務省令)】	措置済				
外国籍機の不定期便における航空事業用の通信の可能化 (総務省)	不定期便の外国籍機に開設された無線局と航空事業者が開設する航空局の間で直接通信することができないこととされている航空事業用の通信を可能とするよう、電波監理審議会に諮り、結論を踏まえ、対応を行う。 【電波法施行規則の一部を改正する省令(平成17年3月3日総務省省令第18号)】	措置済				
IT技術者に係る資格の相互認証等 (経済産業省、法務省) <法務ウ aの再掲>	IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れ、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、以下の事項について実施等行う。 a IT技術者に関する上陸許可基準等、外国人受入れ関連制度の見直しを行い、引き続き所要の措置を講ずる。 【平成16年法務省告示第363号(平成16年8月27日施行)】	逐次実施			<法務ウ aの再掲>	
(経済産業省) <法務ウ bの再掲>	b 我が国経済の発展に貢献する海外の高度な人材を確保する観点から、IT技術者の資格の相互認証については、各国の国家資格のみならず、高水準の民間資格もその対象とする。	逐次実施			<法務ウ bの再掲>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
(経済産業省) ＜法務ウ cの再掲＞	c I T技術に関する我が国における外国人に対する試験制度についても、日本語による試験のみならず、その代替手段として英語等による試験を実施することを検討し、結論を得る。	検討・結論	措置		＜法務ウ cの再掲＞	
インド人I T技術者等の数次査証手続の簡素化 (外務省) ＜法務ウ22bの再掲＞	インド人I T技術者について、在外公館限りで数次査証を発給できるようにするために申請人に必要とされる在職年数要件を5年から1年に緩和する。 また、インドの在外公館が所在する各都市に所在する日系企業商工会会員たる日系企業であり、かつ本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する企業(日系企業には駐在員事務所を含む)のビジネスマンについて、在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。	措置済			＜法務ウ22bの再掲＞	
バックオフィス業務の民間開放 (全府省) 【人事院】	バックオフィス(内部管理業務)については、「内部管理業務の業務見直し方針」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(C I O)連絡会議決定)に基づき、官房基幹業務に関する業務の見直し及びシステムの整備等が実施されているが、更なる業務の合理化、システムの効率的整備等を図ることが重要である。 したがって、民間企業において外部委託が進んでいる内部管理業務について可能な限り民間開放を推進する。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対し実施を要請するものである。)	逐次実施			(総務省) 内部管理業務のうち物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費の各官房基幹業務については、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費の各業務システム最適化計画」が決定されており、今後は最適化計画の実施内容として掲げられた外部委託化等を実現するために経済産業省が主体となって関係府省の協力を得つつ「予算執行等管理システム」を設計・開発・運用を行うこととしている。 また、人事・給与等関係業務情報システムについては、平成18年10月からの本格運用に向けて、18年3月に機器の調達を済ませたところであり、機器等の保守について外部委託したところである。 (人事院) 人事院の内部管理業務のうち、人事及び給与に関する業務については、府省共通業務・システムの1つである「人事・給与関係業務情報システム」を導入し、平成18年度から本格運用に移行の予定。同システムは、職員本人が届出・申請する行為及び人事・給与担当者が認定・決定する行為以外はシステム内で自動的に処理されることから、移行	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<p>後は人事及び給与に関する業務については民間委託が可能なものは見込まれない。</p> <p>(文部科学省) 内部管理業務については、システム構築に係る効率的な予算執行を図るため、「人事・給与等業務・システム最適化計画」などの内部管理業務の業務・システム最適化計画に基づき、政府全体で一元的に構築されるシステムを利用することとしている。なお、「人事・給与関係業務情報システム」については、平成19年度に導入する予定である。</p> <p>(防衛庁) 防衛庁では庁独自の業務(自衛官の人事、装備品の調達等)の業務量が多く、これを除いた他省庁との共通的な内部管理業務(人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費等の業務)については、「電子政府構築計画」等に基づき、新システムへの移行及びそれに伴う業務改革により、4割以上の効率性の向上、当該業務に係る定員の3割以上の削減を行うべく現在取組中である。</p> <p>その一方、電子化等による合理化が実施しがたい業務については、民間への部外委託を既に実施中である。(情報システムの維持管理、広報業務の一部等)</p> <p>(金融庁) 平成17年4月より、厚生事業を専門事業者へ外部委託した。</p>	